

[明石市]

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

用 途		特定建築物		特定建築設備（注4）		
		用途に供する規模等	報告の時期	用途に供する規模等	報告の時期	
1	劇場、映画館又は 演芸場	・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 200 m^2 ・ A _(客) （注3） \geq 200 m^2 ・ 主階が1階以外にあるもの	3年ごと	特定建築物等と同じ	毎年 7月～10月	
	2	観覧場（注5）、 公会堂又は集会場		・ 地階・F \geq 3（注1）、 ・ A（注2） \geq 500 m^2 ・ A _(客) （注3） \geq 200 m^2		特定建築物等と同じ
	3	病院、診療所（注6）、 高齢者等の就寝用途 （注7）又は児童福祉 施設等（注8）		・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 300 m^2		特定建築物等と同じ
4	ホテル又は旅館	・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 300 m^2	3年ごと	特定建築物等と同じ	毎年 7月～10月	
5	下宿、共同住宅又は寄 宿舍	・ F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 (Aは6F以上)	平成30年 7月～10月			
6	学校	・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 2,000 m^2				
7	体育館、博物館、美術 館、図書館、ホール等 場、スキー場、スケート場、 水泳場 又はスポーツ練習場	・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 2,000 m^2	3年ごと	特定建築物等と同じ	毎年 7月～10月	
8	百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェ、ナ イトクラブ、バー、ダンスホー ル、遊技場、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店 又は物品販売業を営 む店舗	・ 地階・F \geq 3（注1） ・ A（注2） \geq 500 m^2		平成31年 7月～10月		特定建築物等と同じ
	9	事務所その他これに 類するもの		・ 地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床 面積が1,000 m^2 を超える 建築物に限る】		特定建築物等と同じ

(注1) 地階・F \geq 3	: 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
(注2) A	: その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
(注3) A (客)	: その用途に供する客席部分の床面積
(注4) 特定建築設備	: [換気設備] 政令第112条第16項の規定による 煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 内蔵蓄電池を用いたものを除く。
(注5) 観覧場	: 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
(注6) 診療所	: 患者の入院施設があるものに限る。
(注7) 高齢者の就寝用途	: 以下の用途に供するもの
・ 共同住宅 (サービス付き高齢者向け住宅に限る。)	
・ 寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)	
・ 就寝用途の児童福祉施設等	
・ 助産施設、乳児院、障害児入所施設	
・ 助産所	
・ 盲導犬訓練施設	
・ 救護施設、更生施設	
・ 老人短期入所施設 (小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)	
その他これらに類するもの	
・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
・ 母子保健施設	
・ 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス (自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。) を行う事業所のうち利用者の就寝の用に供するものに限る。	
(注8) 児童福祉施設等	: 就寝用途の児童福祉施設等を除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

定期報告を要する防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	以下の建築物に設けられた、随時閉鎖式の防火設備 ①定期報告を要する特定建築物 ※「高齢者等の就寝用途に供する建築物」については、当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のもも含む ②病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)のうち床面積が200㎡以上のもの	毎年 7月～10月	外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。